

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○令和3年度3・4月自衛官の募集 (自治振興課)	601
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届 出区域の指定 (山城北保健所)	602
○救急病院である旨の告示 (医療課)	〃
○救急病院の名称の変更 (〃)	〃
○農用地利用配分計画の認可 (経営支援・担い手育成課)	603
○保安林の指定予定の通知 (中丹広域振興局)	〃
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (南丹広域振興局)	〃
○漁業災害補償法に基づく共済契約締結の 同意の認定 (水産事務所)	604

公 告	
○京都府労働委員会補欠委員の候補者の推 薦 (労働政策課)	604
○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所)	606
公 安 委 員 会	
○警備業法に基づく検定の実施	〃
正 誤	
○令和3年8月6日付け京都府公報第231号中	607

告 示

京都府告示第452号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定による令和3年度3・4月自衛官(自衛官候補生)の応募資格、受付期間、試験期日、試験場等は、次のとおりである。

令和3年8月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 応募資格

採用予定月の1日現在において18歳以上33歳未満の日本国籍を有する者(ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日現在、33歳に達していない者に限る。)で、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第38条に定める欠格条項に該当しないもの

2 受付期間

試験期日の5日前まで(必着)

3 受付場所

(1) 自衛隊各駐屯地及び基地

(2) 次に掲げる場所

ア 自衛隊京都地方協 京都市中京区西ノ京笠殿町
力本部 38

(電話 (075) 803-0820)

URL

<https://www.mod.go.jp/peo/kyoto/>

Email

recruit1-kyoto@peo.mod.go.jp

イ 京都募集案内所

京都市下京区烏丸通六条上
る北町181(第5キョート
ビル1F)

(電話 (075) 361-5587)

ウ 河原町募集案内所

京都市上京区河原町通丸太
町下る伊勢屋町412(シェ
モア河原町1F)

(電話 (075) 221-3266)

エ 福知山地域事務所

福知山市駅前町9(春風堂
ビル1F)

(電話 (0773) 23-0416)

オ 舞鶴地域事務所

舞鶴市余部下1190

(電話 (0773) 63-3272)

カ 宇治地域事務所

宇治市広野町西裏71の5
(S.C OKUBOビル202号
室)

(電話 (0774) 44-7139)

キ 亀岡募集案内所

亀岡市古世町西内坪34の26

(電話 (0771) 24-4170)

ク 京丹後地域事務所

京丹後市大宮町周枳1975

(ミックビル1F)

(電話 (0772) 64-2498)

4 試験科目

筆記試験(国語、数学、地理、歴史及び公民)、作文、
口述試験、適性検査及び身体検査

5 試験期日及び試験場

試験期日	試験場
令和3年9月4日(土)	陸上自衛隊宇治駐屯地(宇治市五ヶ庄)
令和3年9月23日(木)	
令和3年9月24日(金)	
令和3年9月25日(土)	

注 試験日等は、新型コロナウイルス感染症の状況により変更となる可能性があるため、詳細については自衛隊京都地方協力本部に問い合わせること。

6 採用予定月

採用予定通知書により通知する。

7 問合せ先

自衛隊京都地方協力本部
京都市中京区西ノ京笠殿町38
(電話 (075) 803-0820)

京都府告示第453号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和3年8月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

形質変更時要届出区域として指定する区域	土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称
八幡市美濃山御毛通15の一部、18の一部、19の一部、19の1の一部、20の一部、21の一部及び25の一部、京田辺市松井梅谷4の一部、8の1の一部、8の3の一部及び73の14の一部並びに京田辺市松井梅谷4及び73の14に隣接する国有地の一部(次の図に示す部分に限る。)	ふっ素及びその化合物

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城北保健所及び京都府府民環境部環境管理課において縦覧に供する。

京都府告示第454号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院である。

令和3年8月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名称	所在地	認定年月日	認定期限
公益財団法人丹後中央病院	京丹後市峰山町杉谷158の1	令 3. 6. 10	令 6. 6. 9
京都大学医学部附属病院	京都市左京区聖護院川原町54	3. 8. 5	6. 8. 4

京都府告示第455号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院から次のとおり変更の届出があった。

令和3年8月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	変更年月日	認定期限
新 医療法人社団石 鎚会京都田辺中 央病院	京田辺市田辺中央6丁目1の6	令 2. 11. 1	令 4. 10. 30
旧 医療法人社団石 鎚会田辺中央病 院			

京都府告示第456号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画について、同条第5項の規定により次のとおり認可した。

令和3年8月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 農用地利用配分計画の概要

申請年度	申請番号	賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
		氏名又は名称	住所地の市町村	
令和3年度	第25号	池邊 恒雄	京丹後市	京丹後市弥栄町木橋鴨谷2244ほか5筆

2 認可した日

令和3年8月4日

京都府告示第457号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和3年8月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 保安林予定森林の所在場所

福知山市字堀小字野竹246、247、248の1、250、253、8249、8251、8252、小字滝山400、400の乙、400の乙の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

小字野竹8249、小字滝山400の乙

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、

福知山市役所においてその関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第458号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和3年8月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南丹市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、南丹市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第459号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分において同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年8月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

区 域	区 分
京 丹 後 市 区 域	小型合併漁業であって丹後地区で営む漁業

公 告

第47期京都府労働委員会労働者委員1名の退任に伴う補欠委員の任命に当たり、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、次のとおり補欠の労働者委員の候補者の推薦を求める。

令和3年8月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 推薦資格を有する者
京都府の区域内のみに組織を有する労働組合（労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合するもの）であること。
- 2 補欠の委員候補者の資格
労働組合法第19条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- 3 推薦期間
令和3年8月20日（金）から令和3年9月24日（金）まで
- 4 推薦書の様式
別記様式のとおり
- 5 推薦書の提出先
京都府商工労働観光部労働政策課
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
電話（075）414-5088

別記様式

年 月 日

京都府知事 様

所 在 地

労 働 組 合 名

代 表 者 氏 名

第47期京都府労働委員会の補欠の労働者委員候補者の推薦について

労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、京都府労働委員会の労働者委員候補者として、下記の者を推薦します。

記

氏 名	年 齢	所属労働組合名及び地位	略 歴	備 考

- 備考 1 略歴は、別紙とし、履歴書様式で記載してください。
- 2 連絡先の電話番号を「備考」欄に必ず記載してください。
- 3 委員候補者を推薦しようとする労働組合は、京都府労働委員会の組合資格に関する審査を必ず受け、推薦書に当該資格審査証明書の写しを添付してください。



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和3年8月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
 城陽市市辺柿木原20の1の一部、21の1の一部、23の1の一部、23の2の一部、24の一部、25の一部、26の一部、27の一部、30の一部、32の一部、33の一部、34の一部、35、36、37・40合併、38、39、41、42、139、140、141の一部、142の一部、143の一部、144、145、146の一部、147から150まで、151の一部、152の一部、153の一部、154の一部、市有地
 （関連区域）
 城陽市市辺柿木原20の2の一部、21の2の一部、30の一部、小梨間1の3の一部、3の2、12の2の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称又は氏名
 木津川市相楽大徳30の18
 株式会社アセット・ユーズ
 城陽市市辺中垣内2
 富田 保幸
- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
 八幡市男山松里8の13、8の14
 （関連区域）
 八幡市男山松里22の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
 西東京市芝久保町四丁目26の3
 株式会社東栄住宅

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第127号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和3年8月20日

京都府公安委員会
委員長 平 林 幸 子

- 1 検定の種別及び級、方法、実施期日、実施時間並びに実施場所

種別及び級	方法	実施期日	実施時間	実施場所
交通誘導警備業務2級	学科試験	令和3年11月19日（金）	午前9時から正午まで	京都市上京区下立売通新町東入東立売町193番地1 KPPみやこ会館

	実技試験	令和3年12月11日（土）		京都市伏見区羽東師古川町647番地 京都府警察自動車運転免許試験場
雑踏警備業務2級	学科試験	令和3年11月19日（金）	午後1時から午後4時まで	京都市上京区下立売通新町東入東立売町193番地1 KPPみやこ会館
	実技試験	令和3年12月11日（土）		京都市伏見区羽東師古川町647番地 京都府警察自動車運転免許試験場

備考 学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

2 試験の科目

- (1) 交通誘導警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 車両等の誘導に関すること。
- (エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 車両等の誘導に関すること。
- (イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること（護身の方法に関することを含む。）。

- (2) 雑踏警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 雑踏の整理に関すること。
- (エ) 人の雑踏する現場における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 雑踏の整理に関すること。
- (イ) 人の雑踏する現場における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること（護身の方法に関することを含む。）。

3 受検定員

各20人

4 検定対象者

検定対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 京都府内に住所地を有する者
- (2) 京都府内に所在する営業所に属する警備員である者

5 受検申請の手続

(1) 事前申込み

検定を受けようとする者は、検定申請書を提出する前に、次により電話で事前申込みを行い、検定申込受理番号を取得すること。

ア 受付期間

令和3年9月27日（月）から令和3年9月29日（水）まで（受付時間は、午後1時から午後5時までとする。）とする。

イ 申込先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（受付専用電話（075）451-9125）とする。

ウ その他

- (ア) 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。
- (イ) 電話1本につき、1人の受付とする。
- (ウ) 受検定員に達したときは、締め切るものとする。

(2) 検定申請書の提出

ア 提出期間

令和3年10月11日（月）から令和3年10月15日（金）まで（提出時間は、午前9時から午後5時30分までとする。）とする。

イ 提出書類

(ア) 検定申請書 1通

(イ) 4の検定対象者に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

a 4の(1)として申請する場合

住所地を疎明する書面 1通

b 4の(2)として申請する場合

京都府内に所在する営業所に属する警備員であることを疎明する書面 1通

(ウ) 写真（検定申請書提出の前日6箇月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に申請者の氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚

(エ) 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、受検者本人の委任状 1通

ウ 提出先

(ア) 4の(1)として申請する場合

その者の住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）

(イ) 4の(2)として申請する場合

その者が属する京都府内に所在する営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）

エ 提出方法

検定を受けようとする者又は代理人の持参によることとし、郵送等による提出は認めない。

6 受検に必要なもの

(1) 学科試験

受検票及び筆記具を持参すること。

(2) 実技試験

筆記具及び運動靴を持参すること。

なお、警備員である者は制服及び制帽を着用し、警備員以外の者は作業服等活動しやすい服装を着用すること。

7 検定手数料

検定手数料は、検定申請書の提出時に、京都府収入証紙により納付すること。

(1) 交通誘導警備業務2級

14,000円

(2) 雑踏警備業務2級

13,000円

8 問合せ先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（電話（075）451-9111（代表）内線3033）

正 誤

令和3年8月6日付け京都府公報第231号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
578	右	下から15	福知山市役所	綾部市役所